



市県民税申告は 正しくお早めに！

平成26年度（平成25年中の所得に対する）市県民税の申告受付が始まります。

市県民税の申告は、平成26年度市県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定、今後予定される「臨時福祉給付金」の重要な資料となります。

申告が必要な方は、必ず申告してください。

申告期間は2月17日から3月17日まで

市県民税の申告

平成26年1月1日現在、下田市にお住まいの方で、次に該当する方は原則として市県民税の申告書を提出していただくことになります。

申告が必要な方

- ▽営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▽公的年金受給者で、社会保険料控除などの控除を受ける方や他の収入があった方
- ▽給与所得者であるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方
- ▽給与所得者であるが、2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- ▽給与所得者であるが、他に報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当（特定配当など、申告不要の配当を除く）などの所得があった方
- ▽平成25年中に会社などを退職した方（再就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く）

申告が必要でない方

- ▽平成25年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽給与所得以外の所得がなく、会社から市へ給与支払報告書が提出されている方
- ▽前年中に収入がなく、市内に住む親族の扶養となつている方
- ▽公的年金400万円以下の収入のみで他に社会保険料等追加の控除がない方
- ※追加の控除を受ける場合など、申告が必要な場合もあります。

申告に必要なもの

- ▽印鑑
- ▽給与・公的年金などの源泉徴収票
- ▽給与と公的年金以外の収入がある方は、平成25年中（1月から12月）の収入・支出がわかるもの

控除を受ける場合

- 各種控除を受ける場合には次の書類が必要になります。
- ・配偶者特別控除（配偶者の所得金額がわかるもの）
 - ※源泉徴収票など
 - ・社会保険料控除（国民年金・国民健康保険税などの払込証明書）
 - ※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料にかかる「平成25年中の納付額のお知らせ」を1月中旬に発送しております。
 - ・生命保険料・地震保険料控除（保険料の払込証明書）
 - ・医療費控除（平成25年中に支払った医療費の領収書、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書）
 - ※領収書などは整理し、支払った医療費・交通費（公共交通機関利用の場合のみ可）の明細を便箋などに受診者ごとに病院別、日付順にご記入のうえ持参してください。（合計額を必ず計算しておいてください）
 - ・障害者控除（身体障害者手帳、療育手帳など）
 - ※その他の控除についてはお問合せください。

確定申告すると

所得税が還付される方が確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▼ローンにより住宅を取得した方
- ▼一定の額以上の医療費を支払った方

▼年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方など

確定申告の受付

下田税務署の確定申告の受付を、「下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）」で行います。期間中は、下田税務署での確定申告の受付は行いませんのでご注意ください。

受付期間
2月17日（月）～3月17日（月）
※土日を除く

受付時間
9時～15時

問合せ先
市県民税の申告については税務課市民税係（窓口⑨）
所得税の確定申告については下田税務署
☎222185
☎220185

平成26年度 市県民税申告受付日程

日時 2月17日（月）～3月17日（月） ※土日を除く 午前9時～午後4時

場所 下田市役所 2階 大会議室

※下記の日程で、各地区の会場でも申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で申告受付を行っている日には、その地区にお住まいの方は市役所で申告の受付ができませんのでご了承ください。

月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間		
2月17日(月)	須原	須原区民会館	9:30～11:30	2月28日(金)	全地区	下田市役所大会議室	9:00～16:00		
2月18日(火)	横川	横川諏訪神社	9:30～11:30	3月3日(月)	東中・西中・中・高馬	中 公 民 館	9:30～14:30		
2月19日(水)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30～11:00	3月4日(火)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30～14:30		
	加増野	加増野憩いの家	13:00～14:30						
2月20日(木)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内	稲梓基幹集落センター	9:30～14:30	3月5日(水)	大沢	上大沢区集会所 下大沢農産物集荷所	10:00～11:00 13:00～14:00		
2月21日(金)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30～11:30	3月6日(木)	四・五・六丁目 旧岡方村	下田市役所大会議室	9:00～16:00		
	田牛	田牛区集会場	13:30～15:00						
2月24日(月)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00	3月7日(金)	一・二・三丁目				
2月25日(火)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00	3月10日(月)	東本郷・武力浜				
2月26日(水)	白浜	白浜公民館	9:30～11:30	3月11日(火)	西本郷・敷根				
		旧板戸公民館	13:00～15:00	3月12日(水) ～ 3月17日(月)	全地区				
2月27日(木)	柿崎	柿崎公民館	9:30～11:30						
		外浦区集会所	13:30～15:00						

平成26年度から適用される 主な税制改正

◎均等割の税額が

変更となります
平成26年度から平成35年度までの均等割額が、市民税、県民税それぞれ500円ずつ加算されます。

この市県民税は、緊急防災・減災事業に活用されます。

平成35年度までの市県民税均等割額

期 間	市民税 均等割	県民税 均等割	合 計
～平成25年度	3,000円	1,400円	4,400円
平成26～27年度	3,500円	1,900円	5,400円
平成28～35年度	3,500円	1,500円	5,000円

※静岡県の場合、平成26、27年度については引き続き、森林（もり）づくり県民税（400円）が県民税均等割額に加算されます。

◎年金所得者の寡婦（寡夫）
控除に係る個人住民税の申告手続きが簡素化されます
公的年金等に係る所得以外の所得を有しない方が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、市県民税の申告が不要となります。

所得税の 確定申告について

所得税の確定申告が必要な方

〈給与所得者の場合〉

- ▼給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▼2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方

- ▼給与の年収が2,000万円を超える方など

〈自営業者などの場合〉

▼平成25年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方